



# いわない 議会だより

発行 岩内町議会  
編集 議会運営委員会  
〒045-8555  
北海道岩内郡岩内町字清住258  
☎ 0135-62-1011  
FAX 0135-62-3465  
メールアドレス  
iw-gikai.282283@water.ocn.ne.jp



## 交通安全呼びかけ！

2011. 11  
No. 114

---

4名の議員による一般質問 .....	P 2～P 9
第3回定例会報告 .....	P 10

---

## わが町にも住宅改修促進

### 補助事業を

#### ■質問■

低迷する町内の住宅建設業・設備業・電気工事業又、個人自営業などの業績不振などが多く目立ちます。

今、全国各地で住宅改修助成事業が話題を呼んでいます。

町民のみなさんからも、他市町村で実施している住宅改修促進補助事業を行う予定はないのかと相談を受けます。

わが町で住宅改修促進補助事業を行うと、多くの町民のみなさんが快適な生活環境になり、町の雇用の安定にと繋がると思っています。

一、住宅改修促進補助事業についての、町長の所見は。

二、わが町として多くの町民のみなさんが快適

な生活環境になり、町の雇用の安定にと繋がる住宅改修促進補助事業の実施の予定はあるか。

#### ■町長■

一、二、この事業は、リフォーム促進事業とも言われ、バリアフリー化や耐震化、老朽化改修等を指します。

こうした改修等は、原則所有者が行うべきですが、長引く不況下において、地域の住宅施策の推進や経済波及効果を兼ねており、地域の活性化にと期待されています。

バリアフリー化や耐震化改修費に限度額を定め、助成を実施し、一般リフォーム改修事業の導入は、人口規模や経済・産業構造、住宅所有状況、世帯の状況、公営住宅への依存度等により実施状況が変わります。

公営住宅跡地等を活用した定住人口策の分譲や戸建て住宅新築に対する助成や住環境づくりの検討も必要です。

そのため、本年度策定予定の町住生活基本計画は、住宅事情の課題を整理し、地域の事情に応じた施策方針を検討します。

## 特定検診時における男性特有の

### がん検診の助成促進を



#### ■質問■

前立腺がんの治療を効果的に行うには、症状が出る前にがんを発見することが大切で、定期的なPSA検査を受けることが重要と言えます。

検査は採血検査で済む簡単な検査で、特定健診の折に実施している町村もあるようです。

近い将来、男性がん死亡者の上位になることが予想されますので、是非、特定健診の折に検診費用を公費で少しでも助成して頂きたいと思えます。

一、前立腺がん検診についての町長の所見は。

二、早期に、前立腺がんを発見できる取り組み

として、特定健診の折に検診時に町として公費助成導入の予定はあるか。

#### ■町長■

一、前立腺がんの検診は、これまでの触診検査に加え、血液検査（PSA検査）の導入による早期発見と早期治療が期待されることから、有効な検査の一つであると認識しています。

二、市町村のがん検診事業は、健康増進法と厚生労働省の指針により、厚生労働省が認めた科学的根拠に基づき、胃がん・子宮がん・肺がん・乳がん・大腸がんの五種類を実施することになっています。



しかし、前立腺がんについては、PSA検査の有用性の確立が不十分であり、厚生労働省は検診事業での実施を推奨していません。

従って、公費助成による事業の実施には極めて慎重な対応が必要となりますが、今後は、PSA検査の有用性の確立や厚生労働省の指針の策定状況などを充分に見極めながら、判断していきます。

# 本堂 秀 利 議員（日本共産党議員団）

## 泊原発三号機のプルサーマル計画に 関するシンポジウムについて

### ■質 問■

一、北電は、泊原発三号機の新増設の可否を問う住民説明会でも「やらせ」指示が発覚し、このような形で、住民合意が演出され、ことが進められていくことについて、町長の見解は。

二、シンポジウムの会場で行われたアンケートで、参加者の五十五％がプルサーマル計画に理解を示し、この結果をもとに以後シンポジウムは開催されず、有識者検討会議に反映され、高橋知事のプルサーマル計画容認へと経過していきます。今必要なことは直ちに泊原発三号機の営業運転を中止すること。

プルサーマル計画を撤回することと思うが、町長の見解は。

三、北海道新聞が七月

に行った泊原発三十km圏内の住民アンケート調査によると、将来のエネルギーについて、今までどおり原発に頼るべきだ十一％、原発を段階的に減らし、他のエネルギーに転換するべきだが八十九％になっていきます。

原発の交付金を受けている地元四町村の住民へのアンケートでも、経済振興について原発中心の経済振興を図るべきだ二十二％に対し、原発に頼らない経済振興を考えるべきだとの回答が七十七％となっていました。

町長はこのような民意の変化とその声を尊重して、町政に反映させていく責務を負っているのではないか。

四、原発は知らない、

自然エネルギーへの転換をというのが、町民多数の声です。

泊原発三号機の営業運転の中止、プルサーマル計画の撤回を北海道電力、北海道に対して申し入れるべきと思います。見解は。

### ■町 長■

一、この度の問題については、北電、ひいては、原子力発電所に対する地域住民の信頼を損なう結果となったことは紛れもない事実であり、非常に残念であると考えます。ただ、九月三日に「プルサーマル公開シンポジウム等に関する第三者委員会」が設置され、事実確認が厳正に行われるものと考えており、ご質問の住民合意の演出については、ま

ず、当該委員会による調査結果の公表を待つて判断したいと考えます。

二、四、八月に実施された最終検査については、原子力安全・保安院より「検査結果は良好である。」との報告がなされ、さらに、原子力安全委員会、各種の検査結果等の確認が行われたものと承知しています。

私は、この度の最終検査にあたり、これ迄の原子力安全・保安院による合否の判断に、原子力安全委員会の確認プロセスが加えられたことは、評価できるものと考えます。

次に、プルサーマル計画については、有識者検討会議の提言を重く受け止め、さらには、町議会のご意向やご要望等を十分踏まえた中で、国の安

全審査を前提に了解する旨の回答をしたもので、従いまして、泊発電所三号機の営業運転およびプルサーマル計画については、現段階で、北電等に対し、中止や白紙撤回を求める考えには至っていません。

三、エネルギー基本計画の改定を行う総合資源エネルギー調査会では、民意に配慮しながら、今後、国の中期のエネルギー対策について議論されるものと考えており、審議等の経過を注視します。

何れにしても、再生可能エネルギーについては、今後、果たしうる役割や重要性は高まっていくものと考えますが、少なくとも現時点では、エネルギー安定供給の観点

から、原子力発電が果たす役割には変わりはないものとの認識を持っています。

から、原子力発電が果たす役割には変わりはないものとの認識を持っています。



# 指定管理者制度の適切運用について

## ■質問■

一、保育所、中学校、老人ホームなどの給食業務を委託や請負にしたことで住民サービスの低下がなかったか。

二、委託や請け負った会社が、経費の削減を追い求め、労働者に負担を強いているのではないか。

三、食材の購入などでは地元調達など地産地消での利用が行われていたが、直営から委託や請負に変わり地産地消・地元利用が減少してきているのではないか。

四、定員管理では、指定管理者制度を導入したことでこの五年間で正職員は何名削減になり、その削減は非正規労働者同数の雇用になったか。

五、各中学校の調理職員は回数が増えたか。

六、指定管理者制度を導入することで町としてのどのような効果が生まれただか。

七、指定管理者制度の運用通知についてはどのような内容と受け止めただか。

八、郷土館の施設設置の目的は。

九、住民サービス面と財政面で、指定管理者制度を導入したことでのどのような効果を得ただか。

十、美術館施設設置の目的は。

十一、指定管理者制度を導入したことでのどのような効果を得ただか。

十二、民間事業者等が有するノウハウを活用すること、住民サービスの質の向上を図っていく本来の指定管理者制度の目的は実現しているか。

十三、岩内町においても自立に向けての基本的な考え方や重点推進事項等を基本とし、国（総務省）から示された「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」による『集中改革プラン』として策定したのではないか。

十四、「集中改革プラン」を楯に行政改革と称して住民サービスを切り捨てるのではなく、地方自治体が、憲法及び地方自治法に基づいて、住民福祉を増進するという本来の役割を発揮し、「公の施設」の充実を図るところを求められているか。

十五、国の通知は指定管理者制度を見直し導入の撤回を行い、正規の職員雇用で運営するよう総務省が通知しているものですが、町としてはこの通知を受けてどのように取り組むのか。

十六、総務省の通知を受け、郷土館、美術館、デイサービスセンターなど個々の施設ごとに検証し、保育所や中学校、特別養護老人ホームの給食等も委託や請負から直営に戻すことを含めた抜本的な改善を図ることが求められているか。

十七、請負業者が食材を発送していますが、購入先は町が指示しており、委託前と同様に地元業者から購入し、地元利用は減少していないものと考えています。

十八、指定管理者制度を導入している施設は四施設ですが、老人福祉センター及びデイサービスセンターは、制度導入以前より、公共的団体に管理を委託して、正規職員を配属しておらず、郷土館については、非常勤職員の館長と臨時事務職員を配置していたことから、削減はありません。

十九、美術館は、正規職員として学芸員を配置し、管理は公共的団体に委託をし、制度導入後も同様の職員配置で、正規職員の削減はありません。

二十、教育委員会からは、二校とも民間委託前と同数を確保していると聞いています。

二十一、食材の購入は、栄養士が作成する献立に基づき、

二十二、調理員の賃金単価や社会保険などの労務内容を確認し、不適切な積算がある場合は、改善等の措置を講じ、労働者に負担を強いることはないものと考えています。

二十三、町は、これらを総合的に勘案し、その効果や目的の実現について判断すべきと考えており、制度導入後、適切に運営されるべきと判断しています。

二十四、町は、これらを総合的に勘案し、その効果や目的の実現について判断すべきと考えており、制度導入後、適切に運営されるべきと判断しています。

二十五、町は、これらを総合的に勘案し、その効果や目的の実現について判断すべきと考えており、制度導入後、適切に運営されるべきと判断しています。

二十六、町は、これらを総合的に勘案し、その効果や目的の実現について判断すべきと考えており、制度導入後、適切に運営されるべきと判断しています。

二十七、町は、これらを総合的に勘案し、その効果や目的の実現について判断すべきと考えており、制度導入後、適切に運営されるべきと判断しています。

二十八、町は、これらを総合的に勘案し、その効果や目的の実現について判断すべきと考えており、制度導入後、適切に運営されるべきと判断しています。

二十九、町は、これらを総合的に勘案し、その効果や目的の実現について判断すべきと考えており、制度導入後、適切に運営されるべきと判断しています。

三十、町は、これらを総合的に勘案し、その効果や目的の実現について判断すべきと考えており、制度導入後、適切に運営されるべきと判断しています。

三十一、町は、これらを総合的に勘案し、その効果や目的の実現について判断すべきと考えており、制度導入後、適切に運営されるべきと判断しています。

三十二、町は、これらを総合的に勘案し、その効果や目的の実現について判断すべきと考えており、制度導入後、適切に運営されるべきと判断しています。

三十三、町は、これらを総合的に勘案し、その効果や目的の実現について判断すべきと考えており、制度導入後、適切に運営されるべきと判断しています。

三十四、町は、これらを総合的に勘案し、その効果や目的の実現について判断すべきと考えており、制度導入後、適切に運営されるべきと判断しています。

# 地域防災治水対策について

ており、制度の趣旨を十分理解した上で、制度の適切な運用を図るよう求めるものであると認識しています。

## 八、九、郷土館の設置

目的は、条例で、岩内町開拓の歴史、民俗、産業等に関する資料を収集し、保管展示して広く住民の観覧に供するとともに、産業、経済の興隆と郷土美術、文化の向上に資するためとしています。

導入による効果は、財政面では、指定管理者の収入は管理委託料と観覧料であり、指定管理者の負担がないように委託料を定めていて、顕著な効果が見られてはいませんが、サービス面では、指定管理者として各種企画展や地域の方々を巻き込んだ事業を開催するなど、地域に親しまれる館として運営されており、観覧者も増加するなど、館の活性化が図られていると、教育委員会から聞いています。

十、十一、美術館の設置目的は、条例で、木田金次郎の作品を中心とする岩内美術文化の普及と継承を図り、地域の文化と教育の振興に資するためとしています。

導入による効果は、財政面では、郷土館と同様に委託料を定めていることから、顕著な効果が見られてはいませんが、サービス面では、指定管理者として専門的立場から、自主性に富む企画展や各種事業を展開することにより、幅広い美術活動が進められ、合わせて、地域住民の絵画や美術品の鑑賞の場として運営されていると、教育委員会から聞いています。

十三、十四、基本的には、町の自らの責任において策定した新行政改革大綱に基づいたものであり、施設の設置と管理運営についても、大綱における一つの取組事項として検討を進めました。

十五、各施設は適切に制度運用されていると判断しており、指定管理者の専門性や自主性を活かした企画展等の取り組みがなされるなど、民間のノウハウを活用した運営が図られていて、現時点では、制度導入の見直しを検討する状況にはありません。

十六、これまでも適正な管理運営・執行に努めてきており、今後も個々の施設や業務を十分把握した上で、その施設の設置目的や業務内容に応じた、より効果的・効率的な管理運営・業務の実施に努めます。

十七、基本計画にある治水対策の見直し強化も必要と思うがいかがか。

十八、河川では、高台地区の運上屋川で護岸延長十二mの決壊と、敷島内地区の当別川で護岸背面土砂の吸い出しなど二箇所が被害を受けています。

## ■質問■

一、十二、十三号台風による岩内町での被害箇所、程度は。

二、岩内町で、床下浸水を受けた被害の箇所・地域はどこか。

三、被害の多かった九月二日、午前中の降水量と降水時間は。

四、十二、十三号台風の影響による地域への降雨量は。

五、昨年の集中豪雨後に対策はどのように行われたのか。

六、前回は冠水になった道路への改善・対策はどう行われたのか。

七、今回の状況を生み出した原因はどこにあると考えているか。

八、相生地区に冠水が多いのは排水溝との関係で雨水を処理できない原因があるのではないか。

九、高校住宅前道路の雨水処理対策はどうするか。

十、昨年のゲリラ降水後どのような対策を講じたのか。

十一、雨水の通り道になる住民は「不安で夜も眠れない」と緊急な対策を求めているが、原因の究明と改善方法・根本的な対策は。

十二、今回の状況は昨年と何ら変わっていないと思うが、どのような対策を取ろうとしているのか。

十三、側溝の確保など雨水対策でチップ材の撤去も必要ではないか。

十四、用・排水路の改修工事や定期的な側溝の清掃、排水溝のない地域への新設なども予算を増額しこまめに対応することが必要ではないか。

十五、宮園地区の側溝布設などの雨水対策が必要と思うが。

十六、今回の降水を見ても運上屋川の堤防の方さ上げは必要で、特に柳橋から老松橋。宮園橋から東宮園二号橋付近は付近住民の安全安心の対策として取り組むべきではないか。

十七、基本計画にある治水対策の見直し強化も必要と思うがいかがか。

## ■町長■

一、河川では、高台地区の運上屋川で護岸延長十二mの決壊と、敷島内地区の当別川で護岸背面土砂の吸い出しなど二箇所が被害を受けています。

二、相生地区で道路の冠水が三箇所と床下浸水三戸が発生しています。

三、午前〇時から十二時までの十二時間雨量は九十三・五ミリで二十四時間雨量は百四十三ミリです。

四、降雨量は、二百七十ミリです。

五、昨年の集中豪雨後の対策は、冠水した地域の排水溝では、流下能力の向上を図るための清掃作業を実施しました。

六、七、八、冠水が多く発生する相生地区は、野東川や運上屋川を流末とした排水計画となつていますが、広い集水面積と平坦な地域特性により、急勾配の確保が困難で排水管の流下能力が低いこと、市街地化による舗装路面の増加で、流末への降雨到達速度が速くなっていること、近年の降雨強度が強くなっていることが冠水の原因と考えています。

この対策としては、既存排水溝の清掃を図り、降雨時の応急対策として土のうの確保、水替ポンプの準備、これらに対応できる人員の配置により対応してきましたが、今後、相生地区の広い範囲での集水量や既存排水管の調査を行い、排水処理計画の策定を進めます。

九、岩内高校教員住宅前道路の雨水処理対策は、コンクリート蓋をグレーチング蓋に一部交換して集水能力の向上を図ってきましたが、今後整備計画される高校前通街路整備に合わせて流末を確保し、本路線の排水を整備します。

十、十一、高校前通り、道道野束清住線、女学校裏通りの各路線の対策は、側溝清掃を重点的にを行い、流下能力の向上を図りましたが、今回の被害原因は、強い降雨に対して排水管の流下能力が不足していると判断しています。

このため、岩内高校か

ら宮園橋の区間は高校前通りの街路整備に合わせての整備、道道野束清住線は北海道と協議しての対策検討、女学校裏通りは流末が国道流雪溝への接続のため、流雪溝の改修方針に合わせての対応にしたいと考えます。

十二、流雪溝の改修対策は、流雪溝は冬トピア事業により、国と道と町の三者による費用負担で整備されており、町が検討している計画案を国・道と協議しながら、改修に向けた検討を進めます。

十三、歩道の緑地帯に布設したチップ材の撤去は、チップ材が雑草の育成を抑えること、除草の際の作業が容易になるなど一定の成果が出ています。と判断していますが、風などにより散乱している状況もあり、道路管理のパトロール強化で対応します。

十四、用・排水路の改修工事と側溝清掃及び排水施設新設などの予算増額は、町は今後も予想される集中的な豪雨から水害の発生を予防するため、より安全な排水施設の必要性を強く認識しています。

このため、冠水危険区域の状況等の調査を行い、工事実施に向けた検討を行い、計画的に整備を進めるように考えます。

また、当面の対応は、側溝清掃等の予算を適正に配分し、維持管理体制を強化しながら管理します。

十五、宮園地区の側溝未整備箇所への対策は、これまで側溝の整備は、住民からの新設要望や町が現地を確認し整備による効果等を勘案しながら進めてきましたが、ご指摘の路線は、側溝整備の計画路線として予定されていませんでしたので、今後の整備箇所として検討します。



10月5日 赤い羽根共同募金運動

十六、運上屋川の安全安心の対策は、老朽化した護岸の補強や河川内の草刈及び中州の撤去などを定期的に実施し、河川管理に努めます。

しかし、近年の降雨強度は非常に強い傾向にあり、引き続き老朽化した護岸の補強や河川内の草刈及び中州の撤去などを行い維持管理しながら、危険箇所の部分的なかさ上げなど対策工事の必要性を検討します。

また、中・長期的には、高校前通街路計画での宮園橋架替工事、薄田通街路計画での柳橋架替工事に伴い護岸の改修があり、接続する既設護岸も河川全体の安全性を考慮した抜本的な改修を検討します。

十七、総合計画の治水対策見直し強化は、総合計画にある砂防事業や治山事業、さらには、その他各種補助制度を有効に活用して進めていくことで、十分対応できると判断しています。

# 佐藤英行議員（無所属）

## 北電による泊原子力発電所三号機に

### おける「やらせ」について

#### ■質問■

北電に虚偽の住民

#### ■町長■

北電に虚偽の住民

北電に虚偽の住民

北電に虚偽の住民

北海道知事及び関係四

か町村首長は、シンポジ

ウム、アンケート調査を

もとに住民からの理解は

得られたとしたプルサー

マル計画に関する有識者

検討会議の提言をもと

に、プルサーマル計画の

導入を容認した。

しかし、「住民の理解」

は、北電が行った「やら

せ」による虚偽のもので

あり、架空のものであっ

たわけです。

作られた虚偽の「住民

の理解」を前提にした、

プルサーマル計画の続行

はあり得ません。

一、地元住民を欺いた

北電に対してどのような

対応をしたのか。

二、北電に虚偽の住民

意識を作られた経産省資

源エネルギー庁にはどの

ような対応をしたのか。

三、北電に対して強く

抗議をするべきではない

か。

四、「やらせ」による

虚偽の情報は、安全協定

第一条の二（情報の公開）

「地域住民に対し、積極

的に情報公開を行い、透

明性の確保に努めるもの

とする」に違反している

のではないか。

五、安全協定に違反し

た同意は、無効とすべき

ではないか。

六、地元住民及び道民

を欺いた虚偽の手續によ

るプルサーマル計画の白

紙撤回を求めるべきでは

ないのか。

#### ■町長■

一、平成二十年十月の

「プルサーマル計画に

関する公開シンポジウ

ム」に係る件では、私か

らは、推進意見の依頼に

ついて遺憾の意を伝え、

事実関係の詳細な調査を

求めています。

国への報告に誤りが

あった件についても、遺

憾の意を伝え、早急に第

三者委員会を設置し、慎

重かつ詳細な調査を実施

するよう再度求めています。

二、この度の国への報

告の誤りについて、経済

産業省から北電に対し、

口頭で、徹底的に解明す

るように指示があったと

聞いており、現時点では、

国への対応は特に行って

いません。

三、シンポジウム参加

等への要請問題について

は、九月三日に第三者委

員会が設置され、事実確

認や認定を適切かつ厳格

に実施し、再発防止策を

提言するとしており、ま

ずは、調査の結果を待ち

たいと考えます。

一方で、今回の問題は、

北電、ひいては、原子力

発電所に対する住民の信

頼を損なう結果となった

ことについては、非常に

残念と考えます。

四、五、この条文中の

発電所の保守運営とは、

運転管理、燃料管理、放

射性廃棄物管理、放射線

管理等の業務を指すとさ

れており、ご指摘の「や

らせ」問題との関連性は

ないものと考えます。

従って、原子炉設置変

更許可申請に係る事前了

解についても、影響を与

えるものではないと考え

ます。

六、プルサーマル計画

については、有識者検討

会議の提言を重く受け止

め、町議会のご意向やご

要望等も十分踏まえた中

で、国の安全審査を前提

に了解する旨の回答をし

たものであり、現時点で、

白紙撤回を求める考えに

は至っていません。

■再質問■

一、北電が設置した第

三者委員会が真相が解明

できるのか。

二、平成十七年の改正

協定と「やらせ問題」と

の関連性はないものかと

考えます。

三、福島第一原発事故

における MOX 燃料の

影響については、国の検

証委員会において、起因

する課題が確認された場

合は、適切に対応したい

と考えます。

三、作られた「住民の

理解」を前提にしたプル



# 前田直久議員（無所属）

## 保育所・公営住宅・道路等の

### 基準はどうなるのでしょうか

#### ■質問■

地域主権関連三法案は、平成二十三年四月二十八日、可決成立しました。

条例制定が必要な条項は二十四年四月一日から施行されることとなり、自治体が条例で基準を定める事項は、保育所・公営住宅・道路など、市町村で二十一項目とされていますが、

一、「岩内町における今後の条例制定作業の工程は。」  
二、「地域のごとは地域で決める」という今回の改革理念の実現に向けた具体的な方策は。

#### ■町長■

一、今後の条例制定に係る作業工程は、指定都市・中核都市などを除く、市町村で条例制定の必要な条項十三項目のうち、本町に該当する項目について、条例整備等を行います。

現在、国及び北海道から具体的な基準を定めた政省令などが示されていないため、今後も積極的な情報収集を図りながら、地域の実情などを勘案し、定められた施行期日までに必要な条例整備等を進めます。

#### ■再質問■

二、改革理念実現に向けた具体的な方策については、今後、関係省庁から示される具体的な整備基準のうち、地域の実情を反映することが可能となるものについては、これまで同様、広報紙、町公式ホームページによる意見公募などの方法のほか、他の自治体の例なども参考とし、町民の意見・要望を聞くしくみについて十分検討します。

一、地域主権関連法案で、岩内町に該当する十三項目の条例は。

二、平成二十五年四月一日から施行される項目は。

#### ■町長■

一、介護保険関連では、条例制定の検討項目が四項目。公営住宅関連では、条例制定の検討項目が一項目及び岩内町営住宅条例の改正が二項目。道路関連では、条例制定の検討項目が三項目。河川関連では、条例制定の検討項目が一項目。職業能力開発促進関係では、条例制定の検討項目が一項目。公営企業関連では、岩内町水道事業等の設置等に関する条例の改正が一項目、以上十三項目です。

二、十三項目のうち、公営企業関連を除く十二項目が該当します。

#### ■質問■

町長は、「私の思い」によせられた原発とまちづくりの町民からの質問に対し、「私は、原発への依存を前提にしてまちづくりを進めているつもりはありませんが、一方で、泊発電所が町の経済や雇用に入大きな影響を与えているのも事実です。（中略）経済や雇用の面からは泊発電所を有力な進出企業と捉え、共存共栄を図っていくことが町勢発展のためには必要と考えておりますのでご理解願います」と回答しています。

そこで今後のまちづくり議論を深かめるためにお聞きします。

一、町長の考えるま

ちづくりとはどうゆうものか。

原発に依存せずまちづくりを進めているのであれば、全国的な注目を集めることとなりますが、つもりはなくとも、現実的には原発に依存したまちづくりになっているのでは。

二、北海道電力の隠蔽体質が明らかになった現在でも、同電力を信頼できるパートナーとして共存共栄は可能と考えるか。

三、国のエネルギー政策が変わり、原発がなくなれば岩内町は、夕張市の二の舞になるのではな



### まちづくりとは



## 産業振興対策は進んでいますか

いかと危惧する者であり、  
ますが、町長にとっては、  
杞憂にすぎないのでしょ  
うか。

### ■町長■

一、経済や雇用の面から  
は、泊発電所を有力な  
進出企業と捉え、安全・  
安心な原子力発電所の運  
転を大前提に、共存共栄  
を図っていくことが重要  
と考えます。

何れにしても、まちづ  
くりの理念は「経済的な  
豊かさ」と心の充実が得ら  
れるまち」の実現を目指  
し、各種の施策を展開す  
ることであり、現状にお  
いて、これを推し進める  
には、従来の行政主体か  
ら、住民と行政が情報や  
目的を共有し、互いの理  
解と信頼のもとで役割を  
分担しながら「まちづく  
り」を進める「協働」の  
取り組みが不可欠と考え  
ており、原子力発電所へ  
の依存を前提にして、ま  
ちづくりを進めているつ  
もりはありません。

二、この度の「やらせ  
問題」は、北電、ひいて

は、原子力発電所に対す  
る地域住民の信頼を損な  
う結果となったことは紛  
れもない事実であり、非  
常に残念です。

### ■再質問■

北電に対しては、今後、  
信頼の回復に向けて全力  
で取り組むよう求めてい  
く所存です。

また、繰り返しになり  
ますが、安全・安心な原  
子力発電所の運転を大前  
提に、共存共栄を図って  
いかなければならないも  
のと考えており、これを  
可能にしていくために  
は、まずは、北電社内の  
コンプライアンス、いわ  
ゆる法令遵守の強化が不  
可欠と思う次第です。

三、岩内町の「まちづ  
くり」は、原子力発電所  
への依存を前提としたも  
のではありません。

一方で、原子力発電所  
が町の経済や雇用に大き  
な影響を与えていること  
は事実です。

こうしたことから、  
国のエネルギー政策の動  
向は、エネルギー基本計  
画の改定を行う総合資源  
エネルギー調査会が早け

れば九月下旬には始まる  
予定となっております。今後  
の審議等の経過を注視し  
ていきたいと考えます。

### ■再質問■

一、町長は、まちづく  
りの目的を、どう考えて  
いるか。

二、北電がコンプライ  
アンスを遵守していれば、  
今回のようなやらせは、  
出てこなかったか。

### ■町長■

一、まちづくりは、「地  
域住民が経済的な豊かさ  
と心の充実が得られるま  
ち」の実現だと考えます。

二、この度の問題につ  
いては、第三者委員会に  
おいて、事実確認が厳正  
に行われることから、当  
該委員会による調査結果  
の公表を踏まえ、判断し  
たいと考えます。

### ■質問■

新岩内町総合計画の実  
施計画である「岩内町過  
疎地域自立促進計画」に  
定める過疎地域自立促進  
特別事業の進捗状況につ  
いてお尋ねします。

一、平成二十二年度に  
着手した事業とその成果  
を成果志向の行財政運営  
の観点からどう評価され  
ているのか。

二、平成二十二年度の評  
価の結果、平成二十三年  
度予算にはどのように反  
映されたのか。

三、地域資源を生かす  
施策の展開が求められて  
いるが、今後どのように  
展開される考えか。

### ■町長■

一、二、過疎対策事業  
債の特別事業分は、平成  
二十二年三月の過疎法の  
改正により、安全に安  
心して暮らすことので  
きる地域社会の実現の  
ために、起債発行が認

められ、平成二十二  
年度に商店街振興対策事  
業、防犯街路灯補助事業  
など十事業の財源として  
六千四百五十万円を充当  
しています。

また、平成二十三年度  
は、地域振興協会補助事  
業、高齢者福祉支援事業  
など十六事業の財源とし  
て七千六十万円の起債  
発行を北海道に協議して  
います。

評価は、予算計上年度  
は町債の借入で、償還年  
度において元金と利子の  
七十%が、普通交付税の  
基準財政需要額に算入さ  
れ、交付税措置がされる  
ことから、財政運営上、  
有効と考えます。

ただし、借入金であり、  
財政健全化指標の実質公  
債費比率や将来負担比率  
などにも影響を及ぼすた  
め、事業の選択、起債発  
行額については、今後と  
も慎重に検討を重ね活用  
を図っていきます。

三、まちづくりを推進  
していくためには、限ら

れた財源を有効に活用す  
ることが必要です。

そのためには、産業施  
策として、これまで先行  
投資された施設・資源の  
有効活用も含め、地域の  
資源を再認識し、すぐれ  
た岩内の文化・歴史を活  
かしながら、町の地域資  
源として再活用を図るこ  
とが重要と考えます。

具体的な施策展開とし  
ては、本年度、陸上蓄養  
施設の利活用検討を行う  
ため、「大和地区深層水  
利活用検討事業」を過疎  
計画に追加搭載したとこ  
ろです。

### ■再質問■

美術館の通年開館する  
という条例改正について  
お考えか。

### ■町長■

地域の資源を再確認  
し、すぐれた岩内の文化・  
歴史を生かしながら、町  
の地域資源として再活用  
を図ることが重要と考え  
ます。



# 定例会報告

教育委員会委員  
蒔田裕氏 決まる！

平成二十三年各会計補正予算等を審議する第三回定例会は、九月二日招集され、町長より提案された議案の説明を受けた後、議案審査のため、休会に入りました。  
九月十二日に再開し、四名の議員により町政各般にわたり一般質問が行われ、引き続き議案の審議を行い、全議案を原案どおり可決し、九月十五日閉会しました。

## 審議した案件

全議案は原案どおり可決されました。

### 《予算》

- 平成二十三年度一般会計補正予算  
福祉灯油購入助成金五百九十四万円及び日本さけ・ます増殖事業協会負担金五十万円などを追加補正しました。
- 平成二十三年度国民健康保険特別会計補正予算  
療養給付金費等交付金超過交付返納金等約七百九十九万円を追加補正しました。
- 平成二十三年度介護保健特別会計補正予算  
介護給付費用国庫負担金超過交付償還金等一千九百六十五万円を追加補正しました。
- 平成二十三年度水道事業会計補正予算  
浄水場取水施設改修に伴う用地取得費一千九百八十八万円を追加補正しました。

### 《その他》

- 町道路線の認定について  
町道路線の整備を図るため、道路法の規定に基づき、町道路線を認定しました。

○町道路線の廃止について  
栄団地の建替整備を図るため、道路法の規定に基づき、町道路線を廃止しました。

### 《認定》

- 平成二十二年一般会計歳入歳出決算認定
- 平成二十二年国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定
- 平成二十二年老人保健特別会計歳入歳出決算認定
- 平成二十二年臨海部土地造成事業特別会計歳入歳出決算認定
- 平成二十二年公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定
- 平成二十二年介護保険特別会計歳入歳出決算認定
- 平成二十二年深層水事業特別会計歳入歳出決算認定
- 平成二十二年後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
- 平成二十二年水道事業会計歳入歳出決算認定
- 平成二十二年下水道事業会計歳入歳出決算認定
- 平成二十二年各会計歳入歳出決算を認定しました。

### 《人事》

- 教育委員会委員の任命同意  
蒔田裕氏の任命に同意しました。

## 審議した意見書

- 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書
- 電力多消費型経済からの転換を求める意見書

○大規模災害時に備えた公立学校教職員派遣制度の創設を求める意見書  
○日本海海域におけるサクラマス資源造成に関する意見書  
全ての意見書を関係省庁に送付しました。

## 編集後記

「議会だより百十四号」をお届けいたします。第三回定例会での一般質問を中心に編集しました。ぜひご覧になって、町の方針や議会活動もご理解願いたいと思います。

なお、議会だよりでは、一般質問を要約してお届けしています。議会の一部よりお伝えすることができませんので、町政を一層ご理解いただくため、町議会を傍聴してください。

会議の内容は、会議録に詳細に記録されておりますので、ご覧になりたい方は議会事務局へお問い合わせください。

なお、町ホームページ内の議会のページに、一般質問の全文を掲載しておりますので、ぜひご覧ください。

また、議会だよりに対するご意見ご要望等がありますら、議会事務局までぜひお聞かせください。お待ちしております。

三月十一日の東日本大震災や九月の台風十二号の被害など二十三年は、明るい話題の少ない年ではありましたが、残すところ、あと二ヶ月となりました。

皆さん来年は良い年になるといいですね。

なお、議会だよりで使わせていただきました写真は、ご希望があれば差し上げますので、お気軽にご連絡ください。

(議会運営委員会)